



新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について（第18報）

本日4月23日、午前10時から第11回緊急対策本部会議を開催し、次の事項について決定いたしました。

1. 各施設等の臨時休館の対応について

公共施設の臨時休館の期間を5月31日（日曜）まで延長する。休止している市の事業も同様とする。

2. 小中学校の一斉休校について

一斉休校の期間延長について検討し4月30日（木曜）の対策本部会議で決定する。
※入学式の実施についてもあわせて検討する。

3. 特別定額給付金（仮称）事業について

担当課を健康福祉部社会福祉課とする。5月1日付けで特別定額給付金推進室を設置する。※参考：対象世帯59,643世帯

4. 子育て世帯への臨時特別給付金事業について

担当課を子ども部子ども支援課とする。※参考：対象世帯9,300世帯

5. その他感染症対策関連の情報提供

（1）市民体育館の駐車場の閉鎖について

土曜・日曜・祝祭日について駐車場を閉鎖する。（利根川ゆうゆう公園内のスポーツ施設の無断使用がみられるため）

（2）遊具等の使用停止について

手賀沼公園の複合遊具2基とバスケットコートを4月22日（水曜）から、湖北台中央公園のバスケットコートを4月24日（金曜）から5月31日（日曜）まで使用休止。

～報道機関の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症の感染状況や対策等の状況を踏まえ、報道機関への対応について次のとおりとしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

報道機関からの取材活動の対応については、広報記録班（秘書広報課広報室）が一括して対応いたします。取材等を行う場合は、秘書広報課広報室までご連絡をお願いします。

報道にあたっては、市民（感染者等を含む）のプライバシー等に十分配慮するようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

我孫子市総務部秘書広報課広報室長 小池 電話：04-7185-1752（直通）